

自己点検シート_R8年度版（01 訪問介護）

事業所名	延寿荘訪問介護事業所
点検者職・氏名	サービス提供責任者・ 藤末 真理
点検年月日	令和8年 7月 10日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「該当なし」にチェックをしてください。
○「都道府県知事」は「市長」に、「都道府県」は「市町村」に読み替えて下さい。
○質「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質に関する事項を指します。
○体制「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質を確保するための体制に関する事項を指します。

○根拠条文について、下記のとおり記載しています。
基準・・・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
平11老企25・・・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」
平12厚告19・・・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
平12老企36・・・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
Ⅰ 基本方針								
		1 基本方針	要介護状態となった場合でも、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとなっていますか。	基準第4条	・ 運営規程 ・ 重要事項説明書	☒	☐	☐
Ⅱ 人員基準								
●		2 訪問介護員等の員数	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上となっていますか。 → 次の数値を記載してください。 ①非常勤又は兼務の訪問介護員の4週又は1ヶ月間の勤務時間合計 					

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果																																																			
						適	不適	該当なし																																																	
●	3	サービス提供責任者	サービス提供責任者は常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数（※）が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としていますか。 ※前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ※通院等乗降介助のみを利用した者の当該月における利用者数は、0.1として計算する。 → 次の数値を記載してください。 サービス提供責任者の人数 (1 人) 利用者の数 (17 人) ÷ 40 = (0.4)	基準第5条 第2項、第3項	- 勤務表 - 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 - 訪問介護記録	☒	☐	☐																																																	
			なお、利用者の数が40を超える事業所については、常勤換算方法によることができる。																																																						
			【常勤換算方法による場合】 ① 利用者の数÷40 （小数第1位に切り上げ） ② 以下に掲げる員数以上は、常勤であること。 ○利用者の数が40人超200人以下 常勤換算方法としない場合の必要員数－1 ○利用者の数が200人超 常勤換算方法としない場合の 必要員数×2÷3 （一の位に切り上げ） 具体的には、次のとおり 別表1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者の数</th> <th>常勤換算方法によらない場合に必要となる常勤のサービス提供責任者数</th> <th>常勤換算方法を採用する場合に必要な常勤のサービス提供責任者数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>40人以下</td><td>1</td><td>1</td><td rowspan="16">サービス提供責任者として配置できる非常勤職員は、常勤の2分の1以上の勤務時間に達している者でなければならない</td></tr> <tr><td>40人超80人以下</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>80人超120人以下</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>120人超160人以下</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>160人超200人以下</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr><td>200人超240人以下</td><td>6</td><td>4</td></tr> <tr><td>240人超280人以下</td><td>7</td><td>5</td></tr> <tr><td>280人超320人以下</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>320人超360人以下</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>360人超400人以下</td><td>10</td><td>7</td></tr> <tr><td>400人超440人以下</td><td>11</td><td>8</td></tr> <tr><td>440人超480人以下</td><td>12</td><td>8</td></tr> <tr><td>480人超520人以下</td><td>13</td><td>9</td></tr> <tr><td>520人超560人以下</td><td>14</td><td>10</td></tr> <tr><td>560人超600人以下</td><td>15</td><td>10</td></tr> <tr><td>600人超640人以下</td><td>16</td><td>11</td></tr> </tbody> </table>	利用者の数	常勤換算方法によらない場合に必要となる常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する場合に必要な常勤のサービス提供責任者数	備考	40人以下	1	1	サービス提供責任者として配置できる非常勤職員は、常勤の2分の1以上の勤務時間に達している者でなければならない	40人超80人以下	2	1	80人超120人以下	3	2	120人超160人以下	4	3	160人超200人以下	5	4	200人超240人以下	6	4	240人超280人以下	7	5	280人超320人以下	8	6	320人超360人以下	9	6	360人超400人以下	10	7	400人超440人以下	11	8	440人超480人以下	12	8	480人超520人以下	13	9	520人超560人以下	14	10	560人超600人以下	15	10	600人超640人以下	16	11	
利用者の数	常勤換算方法によらない場合に必要となる常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する場合に必要な常勤のサービス提供責任者数	備考																																																						
40人以下	1	1	サービス提供責任者として配置できる非常勤職員は、常勤の2分の1以上の勤務時間に達している者でなければならない																																																						
40人超80人以下	2	1																																																							
80人超120人以下	3	2																																																							
120人超160人以下	4	3																																																							
160人超200人以下	5	4																																																							
200人超240人以下	6	4																																																							
240人超280人以下	7	5																																																							
280人超320人以下	8	6																																																							
320人超360人以下	9	6																																																							
360人超400人以下	10	7																																																							
400人超440人以下	11	8																																																							
440人超480人以下	12	8																																																							
480人超520人以下	13	9																																																							
520人超560人以下	14	10																																																							
560人超600人以下	15	10																																																							
600人超640人以下	16	11																																																							
サービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（※）であって、専ら指定訪問介護の職務に従事する者をもって充てていますか。 ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	基準第5条 第4項	- 職員履歴書 - 資格を確認する書類	☒	☐	☐																																																				

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		4 サービス提供責任者	※常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者(注1)を1人以上配置している事業所で、サービス提供責任者の業務が効率的に行われている場合は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。 (注1)訪問介護員として行ったサービス提供時間が1月当たり30時間以内	基準第5条 第5項	・ 職員履歴書 ・ 資格を確認する書類	☒	☐	☐
			※1 サービス提供責任者の資格要件 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修修了者 ③1級ヘルパー ④看護師又は准看護師 ⑤介護職員初任者研修課程修了者で3年以上介護等の業務に従事(②～④を除く) ⑥実務者研修修了者					
●		5 管理者	常勤・専従(※)の管理者を置いていますか。 (※管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。) → 次の事項について記載してください。 ・ 兼務の有無 (有 ・ 無) ・ 当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・ 他事業所と兼務している場合は 事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：() 職種名：() 勤務時間：()	基準第6条	・ 勤務表	☒	☐	☐
Ⅲ 設備基準								
		6 設備等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられていますか。	基準第7条	・ 設備、備品台帳	☒	☐	☐
			利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。			☒	☐	☐
			指定訪問介護の提供に必要な設備・備品等を備えていますか。 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。		・ 机、椅子、電話、手指洗浄設備等 ・ レンタル契約書	☒	☐	☐
Ⅳ 運営基準								
●		7 内容及び手続の説明及び同意	事業所の概要、重要事項(※)について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項	基準第8条	・ 重要事項説明書 ・ 利用申込書(契約書等) ・ 同意に関する記録	☒	☐	☐
		8 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。	基準第9条	・ 要介護度の分布がわかる資料	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
		9	サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに行っていますか。	基準第10条		☒	☐	☐
	●	10	受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。	基準第11条	・利用者に関する記録	☒	☐	☐
		11	要介護認定の申請に係る援助	利用者申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。 要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	基準第12条	・利用者に関する記録	☒	☐	☐
●		12	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準第13条	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要点	☒	☐	☐
●		13	居宅介護支援事業者等との連携	指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 指定訪問介護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	基準第14条	・情報提供に関する記録 ・利用者に関する記録 ・指導、連絡等の記録 ・終了に際しての注意書	☒	☐	☐
		14	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用者又はその家族に対して、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	基準第15条	・利用者の届出書	☒	☐	☐
●		15	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	基準第16条	・居宅サービス計画書 ・週間サービス計画表 ・訪問介護計画書	☒	☐	☐
		16	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていますか。	基準第17条	・サービス計画表 ・サービス提供票	☒	☐	☐
		17	身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは提示するよう指導していますか。	基準第18条	・身分を証する書類	☒	☐	☐
●		18	サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記録していますか。 介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その内容を提供していますか。	基準第19条	・サービス提供票、別表 ・業務日誌 ・訪問介護記録	☒	☐	☐
							☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●		19	利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準第20条第1項		☒	☐	☐
				法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。	基準第20条第2項	・ 運営規程 ・ 領収書控	☐	☐	☒
				利用者の選定により通常の事業実施地域外でサービス提供を行う場合、それに要した交通費の支払いについて、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得ていますか。	基準第20条第4項	・ 説明文書 ・ 同意に関する記録	☐	☐	☒
				サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	介護保険法第41条第8項	・ 領収書控	☒	☐	☐
				上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	介護保険法施行規則第65条	・ 領収書控	☒	☐	☐
		20	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない訪問介護にかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。	基準第21条	・ サービス提供証明書控	☒	☐	☐
		21	指定訪問介護の基本的取扱方針	指定訪問介護の提供は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的に行われていますか。	基準第22条	・ 訪問介護計画書 ・ 居宅サービス計画書	☒	☐	☐
				自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		・ 自己評価基準等	☒	☐	☐
		22	指定訪問介護の具体的取扱方針	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを心がけるとともに、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	基準第23条	・ 訪問介護計画書 ・ 使用しているパンフレット等	☒	☐	☐
				当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。		・ 身体的拘束等に関する記録	☒	☐	☐
				前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		・ 身体的拘束等に関する記録	☐	☐	☒
				介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供していますか。		・ 研修参加状況等がわかる書類	☒	☐	☐
				利用者の心身の状況等の把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び援助を行っていますか。		・ 利用者に関する記録 ・ 相談及び指導を記録した書類等	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●		23	訪問介護計画の作成	サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画を作成していますか。	基準第24条	・ 訪問介護計画書	☒	☐	☐
				訪問介護計画は居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。		・ 居宅サービス計画書 ・ 訪問介護計画書	☒	☐	☐
				サービス提供責任者は、訪問介護計画書の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		・ 訪問介護計画書	☒	☐	☐
				サービス提供責任者は、訪問介護計画書を利用者に交付していますか。			☒	☐	☐
				居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	平11老企25 第3-3(14)⑥		☒	☐	☐
		24	同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等が同居家族に対して訪問介護を提供していませんか。	基準第25条	・ サービス利用票 ・ 訪問介護計画書	☒	☐	☐
		25	利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ① 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第26条	・ 市町村に送付した通知に係る記録	☒	☐	☐
	●	26	緊急時等の対応	サービス提供中、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置をとっていますか。	基準第27条	・ 運営規程 ・ 連絡体制に関する書類 ・ 職務分担表 ・ 業務報告書、業務日誌等	☒	☐	☐
		27	管理者及びサービス提供責任者の責務	事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。	基準第28条	・ 組織図、組織規程 ・ 業務分担表 ・ 業務報告書 ・ 業務日誌等	☒	☐	☐
				サービス提供責任者は次の業務を適切に行っていますか。 ① 利用申込に係る調整 ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的把握 ③ 居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」）に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 ④ サービス担当者会議の出席等による居宅介護支援事業者等との連携 ⑤ 訪問介護員等に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示、利用者の状況についての情報伝達 ⑥ 訪問介護員等の業務実施状況の把握 ⑦ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理 ⑧ 訪問介護員等に対する研修・技術指導			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●		28	運営規程	指定訪問介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時における対応方法 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項	基準第29条	・ 運営規程 ・ 指定申請及び変更届写	☒	☐	☐
				指定訪問介護の事業運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供し、特定の援助に偏っていませんか。		・ 運営規程 ・ 訪問介護計画 ・ サービス利用票	☒	☐	☐
				利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。		・ 就業規則 ・ 運営規程 ・ 雇用契約書 ・ 勤務表（原則として月ごと）	☒	☐	☐
				当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。		・ 勤務表 ・ 雇用契約書	☒	☐	☐
●		30	勤務体制の確保等	訪問介護員等の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。	基準第30条	・ 研修受講修了証明書 ・ 研修計画、出張命令 ・ 研修会資料	☒	☐	☐
				職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。			☒	☐	☐
				感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定していますか。		・ 業務継続計画	☒	☐	☐
				当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。			☒	☐	☐
●		31	業務継続計画の策定等	訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	基準第30条の2	・ 研修・訓練記録	☒	☐	☐
				定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。			☒	☐	☐
							☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●		32	衛生管理等	訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	基準第31条	・健康診断の記録	☒	☐	☐
				設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。		・衛生管理マニュアル等	☒	☐	☐
				感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		・議事録等	☒	☐	☐
				①当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。			☒	☐	☐
				②当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	・感染症の予防及びまん延防止指針	☒	☐	☐	
				③当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	・研修、訓練の記録	☒	☐	☐	
		33	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供していますか。 また、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	基準第32条	・法人のホームページ等 ・情報公表システム	☒	☐	☐
●		34	秘密保持等	従業者及び管理者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	基準第33条	・就業時の取り決め等の記録	☒	☐	☐
				従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。		・就業時の取り決め等の記録	☒	☐	☐
				サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ書面により得ていますか。		・利用者及び家族の同意書	☒	☐	☐
●		35	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準第34条	・広告物	☒	☐	☐
		36	不当な働きかけの禁止	指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他不当な働きかけを行っていませんか。	基準第34条の2		☒	☐	☐
		37	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第35条		☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●		38	苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数：6月 0件程度 苦情相談窓口の設置：(有)・無 相談窓口担当者： 藤末 真理	基準第36条	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町村への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書	☒	☐	☐
				苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。			☒	☐	☐
		39	地域との連携等	事業の運営に当たっては、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	基準第36条の2		☒	☐	☐
				指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めていますか。			☒	☐	☐
●		40	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や措置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。 →過去一年間の事故事例の有無： 有 ・ (無)	基準第37条	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録	☒	☐	☐
				賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。 →損害賠償保険への加入： (有) ・ 無		・損害賠償関係書類	☒	☐	☐
				事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。			☒	☐	☐
●		41	虐待の防止	当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底していますか。	基準第37条の2	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等） ・虐待の防止のための指針 ・研修記録 ・担当がわかるもの	☒	☐	☐
				当該事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。			☒	☐	☐
				訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。			☒	☐	☐
				上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。			☒	☐	☐
		42	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	基準第38条	・会計関係書類	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		43 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録（書面又は電磁的記録）を整備していますか。	基準第39条	・職員名簿、設備台帳 ・会計関係書類	☒	☐	☐
			次に掲げる介護サービスの提供に関する記録（書面又は電磁的記録）を整備し、規則に定める日から2年間保存していますか。 ①訪問介護計画書 ②提供した具体的なサービス内容等の記録 ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		・訪問介護計画書 ・サービス提供記録 ・身体的拘束等に関する記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録	☒	☐	☐
		44 共生型訪問介護の基準	訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第182条の2において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。	基準第39条の2				
			(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。		☒	☐	☐	
			(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		☐	☐	☒	
V 変更の届出等								
		45 変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を本市に届け出ていますか。	介護保険法第75条第1項	・届出書類の控	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
VI－１ 介護給付費関係								
		46 基本的事項	指定訪問介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	平12厚告19一	・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表	☒	☐	☐
			指定訪問介護に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平12厚告19二		☒	☐	☐
			1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平12厚告19三		☒	☐	☐
		47 所要時間の取扱い	(１) 所要時間の算定は、サービス提供に現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で行っていますか。	平12厚告19 別表1 イロハ注1		☒	☐	☐
			(２) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が上記（１）により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせていますか。具体的には、介護報酬の算定に当たっての時間区分を下回る状態（例えば、身体介護中心型において、標準的な時間は45分、実績は20分の場合）が1か月以上継続する等、常態化している場合等が該当する。	平12老企36 2(4)③		☐	☐	☒
		48 身体介護中心型の算定	身体介護が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。 ※所要時間が２０分未満の場合にも、前回提供した訪問介護から概ね２時間以上の間隔を空けているか。（ただし看取り期の場合又は緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。） ※たんの吸引等を実施する場合には、訪問介護事業所として県に登録しているか。	平12厚告19 別表1 イ注2	・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画	☐	☐	☒
			身体介護が中心である指定訪問介護を行う訪問介護員は以下の資格を有しているか。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修修了者 ③１級ヘルパー ④看護師又は准看護師 ⑤介護職員初任者研修課程修了者 ⑥実務者研修修了者			☒	☐	☐
			所要時間が２０分未満の場合であって、頻回の訪問(前回提供した訪問介護から概ね２時間以上の間隔を空けないもの)については、以下の要件を満たしていますか。 ※「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」についての項目(体制届)が提出されているか。 ■利用対象者 ・要介護1又は要介護2の者であって認知症の利用者(日常生活自立度ランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者)又は要介護3、要介護4及び要介護5の者であって障害老人の日常生活自立度ランクB以上の利用者 ・当該利用者に係るサービス担当者会議が3月に一度以上開催されており、当該会議において、1週間に5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と認められた者 ■体制要件 ・利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、常時対応できる体制にあること。 ・次のいずれかに該当すること。 指定訪問介護事業所に係る指定訪問介護事業者が次のいずれかに該当すること。 (１) 当該指定訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。 (２) 当該指定訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定していること。 ※要介護1又は要介護2の利用者への提供は（１）の場合のみ可		☐	☐	☒	

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
		49	生活援助中心型の算定	単身の世帯に属する利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により利用者又は家族等が家事を行うことが困難である者に対して、生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に算定していますか。 ※居宅サービス計画に生活援助中心型として位置づけられているか。	平12厚告19 別表1 口注3	・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画	☒	☐	☐
		50	通院のための乗車又は降車 介助中心の算定	要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行う場合に、1回（片道）につき所定単位数を算定していますか。	平12厚告19 別表1 ハ注4	・居宅サービス計画 ・運転日誌 ・業務日誌	☒	☐	☐
		51	高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【以下の項目を遵守できていない場合には要減算】 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者へ周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待の防止のための研修の定期的な実施 ・上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置	平12厚告19 別表1 注5	・虐待のための対策を検討する委員会議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修の記録	☒	☐	☐
		52	業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか	平12厚告19 別表1 注6	・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	☒	☐	☐
		53	身体介護と生活援助が混在する場合	身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引続き所要時間20分以上の生活援助を行ったときは、身体介護が中心である場合の所定単位数に、生活援助が中心である指定訪問介護が20分から計算して25分を増すごとに65単位を加算した単位数を算定していますか。 ※ 195単位を限度とする。	平12厚告19 別表1 イ口注7	・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画	☒	☐	☐
		54	2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定	同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定していますか。 2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていますか。 ※次のいずれかに該当するとき イ 利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による訪問介護が困難であると認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合	平12厚告19 別表1 イ口注8	・所要時間がわかる記録 ・2人以上で行ったことがわかる記録	☐	☐	☒
		55	早朝・夜間・深夜加算	夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定訪問介護を行った場合、一回につき所定単位数の100分の25を加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定訪問介護を行った場合、所定単位数の100分の50を加算していますか。 ※サービスの開始時刻が加算の対象となる時間帯にあるか。	平12厚告19 別表1 イロハ注9	・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表 ・居宅サービス計画	☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		56 特定事業所加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、1回につき次の単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、注13から注15のいずれかを算定している場合は、特定事業所加算(V)は算定しない。また、特定事業所加算(V)とその他の加算を同時に算定する場合を除き、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しない。 (1) 特定事業所加算 (I) 次の①(1)～(5)、②(1)(2)のいずれにも適合し、③の(1)又は(2)に適合している場合 所定単位数の100分の20に相当する単位数 (2) 特定事業所加算 (II) 次の①(1)～(5)のいずれにも適合し、②の(1)又は(2)に適合している場合 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (3) 特定事業所加算 (III) 次の①(1)～(5)のいずれにも適合し、②の(3)又は(4)と③の(1)又は(2)に適合している場合 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (4) 特定事業所加算 (IV) 次の①(1)～(5)のいずれにも適合し、②の(3)又は(4)に適合している場合 所定単位数の100分の3に相当する単位数 (5) 特定事業所加算 (V) 次の①(1)～(5)、(7)、(8)のいずれにも適合している場合 所定単位数の100分の3に相当する単位数	平12厚告19 別表1 イロハ注10	・ 訪問介護計画書 ・ 介護給付費請求書 ・ 介護給付費明細書 ・ サービス提供票、別表 ・ サービス指示書 ・ サービス終了後の報告記録 ・ 会議記録 ・ 研修記録 ・ 健康診断実施状況	☒	☐	☐
		56 ① 体制要件	(1) 全ての訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、その計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的(おおむね1月に1回以上)に開催すること(テレビ電話装置等を活用し厚労省ガイドラインを遵守して行うものを含む)。 (3) サービス提供に当たって、サービス提供責任者が当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 (4) 全ての訪問介護員等に対し、定期的に健康診断等を実施すること。 (5) 緊急時における対応方法が利用者に明示されていること。 (6) 次のいずれにも該当すること。 ア 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制を整備していること。 イ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族に対して、当該方針の内容を説明し、同意を得ていること。 ウ 医師、看護職員、訪問介護員等、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する対応方針の見直しを行うこと。 エ 看取りに関する職員研修の実施等を行っていること。 オ 前年度又は算定日が増する月の前3月間において、次の基準に適合する利用者が1人以上であること。 ・ 医師が一般に認められている知見に基づき回復の見込がないと診断した者 ・ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、訪問介護員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスの説明を受け、同意した上でサービスを受けている者であること。 (7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること(当該利用者の居宅と最寄りの指定訪問介護事業所との間の距離が7kmを超える場合に限る。) (8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、訪問介護員等、サービス提供責任者その他の関係者が共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること。			☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☒ ☐ ☐		

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		② 人材要件	(1) 訪問介護員等の総数のうち 介護福祉士の占める割合が100分の30以上 又は実務者研修修了者並びに介護福祉士、旧介護職員基礎研修課程修了者及び旧1級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。			☒	☐	☐
			(2) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士 又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは旧介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。 ただし、居宅サービス基準により1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。			☒	☐	☐
			(3) 人員基準に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者が2人以下(サービス提供責任者の配置について常勤換算方法を採用する事業所を除く。)の指定訪問介護事業所であって、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置していること。			☐	☐	☒
			(4) 訪問介護員等の総数のうち 勤続年数(同一法人等の経営する他の事業所等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含む)7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。			☒	☐	☐
		③ 重度対応要件	(1) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護4、要介護5である者、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(たんの吸引等)を必要とする者の占める割合が100分の20以上であること。			☐	☐	☒
			(2) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)。			☐	☐	☒
	57	共生型居宅サービス	共生型居宅サービスの事業を行う指定居宅介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)が共生型訪問介護を行った場合は、所定単位数を算定していますか。	平12厚告19別表1 イロハ注11	・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画	☐	☐	☒
			(1) 居宅介護従業者基準(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者。平成18年厚生労働省告示第538号。)第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号(障害者居宅介護従業者基礎研修修了者等)までに規定する者が共生型訪問介護を行った場合 1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数			☐	☐	☒
			(2) 居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号(重度訪問介護従業者養成研修修了者等)に規定する者が共生型訪問介護を行った場合 1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数			☐	☐	☒
			(3) 共生型居宅サービスを行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業者において共生型訪問介護を行った場合 1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		58 同一建物等に居住する利用者への減算	(1) 次のいずれかの利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 イ 指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。） ただし、(3)に該当する場合を除く。 ロ 指定訪問介護事業所における一月当たりの利用者がイに該当するもの以外の同一の建物に20人以上居住する建物の利用者 (2) 指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。 (3) 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（(2)に該当する場合を除く。）に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。 ※正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合 (1)、(2) 算定月の1月当たりの利用者数の平均 = $\frac{1 \text{ 日ごとの利用者数の利用者の合計}}{\text{月の日数}}$ (小数点以下切捨て) (3) 判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合 = $\frac{\text{判定期間の利用者のうち同一敷地内建物等に居住する利用者数}}{\text{判定期間の利用者数}}$	平12厚告19別表1 イロハ注12		☐	☐	☒
		59 特別地域訪問介護加算	平成24年厚生労働省告示第120号に定める地域に所在する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。 ただし、特定事業所加算（Ⅴ）を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19別表1 イロハ注13	・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画	☐	☐	☒
		60 中山間地域等における小規模事業所加算	平成21年厚生労働省告示第83号の一に定める地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。 ただし、特定事業所加算（Ⅴ）を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19別表1 イロハ注14	・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画	☐	☐	☒
		61 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	平成21年厚生労働省告示第83号の二に定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。 ただし、特定事業所加算（Ⅴ）を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19別表1 イロハ注15	・運営規程 ・領収書控 ・車両運行日誌	☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
		62	緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づいて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合に、訪問介護員等が利用者の居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護が中心のものに限る。）を緊急に行った場合、1回につき100単位を加算していますか。	平12厚告19 別表1 イ注16	・要請日時、内容、提供時間、介護支援専門員の意見等、算定対象である旨の記録	☐	☐	☒
		63	サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、算定していませんか。	平12厚告19 別表1 イロハ注17	・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画	☒	☐	☐
		64	初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所の他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合、1月につき200単位を加算していますか。 ※ 過去二月間（二月とは暦月{月の初日から月の末日まで}による）において、当該事業所の訪問介護サービスを利用していないこと。	平12厚告19 別表1 二	・サービス提供票、別表 ・同行記録 ・サービス提供記録	☒	☐	☐
		65	生活機能向上連携加算	（１）生活機能向上連携加算（Ⅰ） サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法〔昭和23年法律第205号〕第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。（２）において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の指定訪問介護が行われた日の属する月に100単位を加算していますか。	平12厚告19 別表1 ホ	・サービス提供票、別表 ・同行記録 ・サービス提供記録	☐	☐	☒
				（２）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位を加算していますか。（ただし、（１）を算定している場合は、算定しない。）			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		口腔連携強化加算	厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算していますか。	平12厚告19別表1へ		☐	☐	☒
	66	※基準告示三の三	(1) 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 (2) 次のいずれにも該当しないこと。 ① 他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 ② 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 ③ 当該事業所以外の指定訪問介護事業所又は他サービスの介護事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。			☐	☐	☒
		認知症専門ケア加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、1日につき次の単位数を所定単位数に加算していますか。 (1) 認知症ケア加算（Ⅰ） 次の①のいずれにも適合している場合 3単位 (2) 認知症ケア加算（Ⅱ） 次の②のいずれにも適合している場合 4単位	平12厚告19別表1ト		☐	☐	☒
	67	①認知症専門ケア加算（Ⅰ）	(1) 利用者のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1名以上、当該対象者の数が20人以上である場合は、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 従事者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。			☐	☐	☒
		②認知症専門ケア加算（Ⅱ）	上記(2)～(3)のいずれにも適合すること。 (4) 利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 (5) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (6) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		68 介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、次の掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。) (1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の245に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の224に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の182に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の145に相当する単位数	平12厚告19別表1チ	・ 介護職員処遇改善計画書 ・ 賃金台帳、給与明細書 ・ 実績報告書 ・ 研修計画書、研修記録 ・ 介護給付費明細書・請求書 ・ 労働保険料の納付 ・ 職員への周知の記録 ・ 任用等の要件を定めている等の資料 キャリアパスに関する資料として ・ 資質向上の研修の実施状況が分かる資料 (研修計画書、研修記録) ・ その他賃金改善以外の処遇改善実績が分かる資料等 等	☒	☐	☐
		賃金改善等の要件	(1) 介護職員の賃金 (退職手当を除く。) の改善 (以下「賃金改善」という。) について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定訪問介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該指定訪問介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者 (以下「経験・技能のある介護職員」という。) のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (2) 当該指定訪問介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準 (本加算による賃金改善分を除く。) を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法 (昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)、最低賃金法 (昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)、雇用保険法 (昭和49年法律第116号) その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) ① キャリアパス要件Ⅰ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件 (介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。 b aに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系 (一時金等の臨時的に支払われるものを除く。) について定めていること。 c a及びbの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 (7) ② キャリアパス要件Ⅱ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び研修機会の提供、技術指導等の実施又は資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☒	☐	☐		

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果						
						適	不適	該当なし				
			(7) キャリアパス要件Ⅲ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。			☒	☐	☐				
			(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善を除く。)及び介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。			☒	☐	☐				
			(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。			☒	☐	☐				
			(10) 訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。			☐	☐	☒				
		加算Ⅰ～Ⅳの算定要件(賃金改善以外の要件)										
			①月額賃金改善要件Ⅰ	②月額賃金改善要件Ⅱ	③キャリアパス要件Ⅰ	④キャリアパス要件Ⅱ	⑤キャリアパス要件Ⅲ	⑥キャリアパス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ	⑧職場環境等要件		
			処遇加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(440万円一人以上)	介護福祉士等の配置要件	区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上)	区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上)	HP掲載等を通じた見える化(取組内容内容の具体的記載)
		介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	○	-	○	○
		介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	(○)	○	○	○	○	-	-	○	○
		介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	(○)	○	○	○	-	-	○	-	-
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	(○)	○	○	-	-	-	○	-	-		
注 (○)は令和7年3月時点で処遇加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件												